

○厚生労働省告示第百八十二号、
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百六十二条第一項第一号の規定に基づき、薬事
法施行規則第百六十二条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ（平
成十八年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月四日から適用
する。

平成二十一年四月二十八日
題名を次のように改める。

厚生労働大臣 姓添 要一

薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用
レンズ等

本文中「厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ」の下に「及びコンタクトレンズ（視力補正用
ものを除く）」を、「別表第一の1056から1059までに掲げる視力補正用レンズ」の下に「並びに別表第一
の1071及び1072に掲げるコンタクトレンズ（視力補正用ものを除く）」を加える。